

公的付添人制度について

(注)本ペーパーは、事務局において、これまでの本検討会における議論を踏まえ、今後の議論のたたき台とするために作成したものであるが、ここに記載されていない考え方を議論の対象とすることを否定するものではない。

第1 公的付添人制度の導入の要否

公的付添人制度の導入の要否を検討するに当たり、次の事項をどのように考えるか。

1 少年事件の特殊性

2 公的弁護制度の対象に少年の被疑者をも含める場合のバランス

公的付添人制度を導入しなければ、公的弁護制度の対象に少年の被疑者をも含める場合のバランスを失すとの考え方

公的付添人制度を導入しなくても、公的弁護制度の対象に少年の被疑者をも含める場合のバランスを失することはないとの方

3 少年審判手続の構造

4 家庭裁判所調査官との役割分担及び付添人の役割

少年の要保護性の問題については、家庭裁判所調査官の調査により適切に審判をなし得るとの方

少年の要保護性の問題についても、家庭裁判所調査官に加えて、公的付添人が必要であるとの考え方

- ・ 公的付添人は環境調整の役割を期待されているとの考え方
- ・ 公的付添人は少年に対する働きかけにより教育効果を高める役割を期待されているとの考え方
- ・ 公的付添人は保護者を代替する役割を期待されているとの考え方
- ・ 公的付添人は被害回復等の役割を期待されているとの考え方

5 公的付添人の給源となる弁護士の確保

公的付添人の給源となる弁護士の確保は困難であるとの考え方
公的付添人の給源となる弁護士の確保は困難でないとの考え方

6 その他

(1) 公的付添人制度と検察官関与制度との関係

公的付添人制度の導入は，検察官関与制度と併せて検討すべき問題であるとの考え方

公的付添人制度の導入は，検察官関与制度と併せて検討すべき問題ではないとの考え方

(2) 公的付添人制度と被害者等への配慮との関係

公的付添人制度の導入に当たっては，被害者等への配慮の観点が必要であるとの考え方

公的付添人制度の導入と被害者等への配慮とは別個の問題であるとの考え方

第2 公的付添人制度を導入するとした場合における具体的な制度設計

公的付添人制度を導入するとした場合には，その具体的な制度設計において，例えば，次の事項をどのように考えるか。

身柄拘束の有無や罪名等による限定

職権による選任制度及び必要的選任制度

公的付添人制度下での公的付添人の選任の始期及び選任の効力の終期